

三木市記者発表資料 (令和5年3月20日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 都市政策課	課長 前田和久 (内線 2277)	都市計画係	0794-82-2000 (内線 2265)

タイトル
県内初！ 湯の山街道沿いの一部区域が景観形成重点区域に指定
内 容
<p>「三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区」のうち、特に優れた景観が残る黒田清右衛門商店（景観形成重要建造物）などの伝統的な町家が建並ぶ区域が「景観形成重点区域」に指定されました。区域内の建築物等には特に景観形成に必要な事項として景観形成重点基準が定められ、景観形成重点区域の優れた景観を展望できる地点が「景観展望地点」として指定されます。</p> <p>1 景観形成重点区域の名称 名称 三木市三木城下町地区</p> <p>2 景観形成重点区域に指定する土地の区域（別添資料1） 三木市本町2丁目の一部</p> <p>3 景観形成重点基準（別添資料2） 伝統意匠を有する特徴的な景観を保全するため、建築物等について、壁面の位置、高さ、屋根、外壁、建具、外構等の基準が定められます。</p> <p>4 景観展望地点からの眺望</p> 
セールスポイント
<p>「景観形成重点区域」に指定されるのは県内で初めてです。漆喰壁、板張り、格子戸、うだつ、虫籠窓などの伝統意匠を有する特徴的な景観を積極的に保全し、次世代へ継承します。</p>